明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一七）　二
○行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令（一八）　三
○行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一九）　六
○介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令（二〇）　七
○国民年金法施行令の一部を改正する政令（二一）　七

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委一〇）　七
○日本国に帰化を許可する件（法務八一）　七
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同八二）　八
○マムー小学校教員養成校建設計画のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文の終了に関する口上書の交換に関する件（外務五五）　九
○都市計画に関する件（関東地方整備局四四）　一〇
○道路に関する件（中部地方整備局一五）　一〇
○道路に関する件（九州地方整備局二九）　一〇
○都市計画に関する件（北海道開発局一九、二〇）　一〇
○道路に関する件（同二一～二五）　一〇

〔国会事項〕
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分関係　一〇
会社その他
会社更生法第一四二条の規定、建設業の許可の取消処分関係　一〇

〔人事異動〕
内閣　法務省　公安調査庁　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕
官庁
財団、土地家屋調査士懲戒処分、迫川上流土地改良区役員の退任、鉱業　一一

諸事項　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一七号）（内閣官房）

一　国家公務員退職手当法施行令の一部改正

専門スタッフ職俸給表適用者のうち職務の級が四級であったものについて、退職手当の調整額の計算の基礎となる職員の区分を第三号区分とすることとした。（第一条関係）

二　人事評価の基準、方法等に関する政令の一部改正

専門スタッフ職を人事評価の定期評価について特例を設けることができる等の取扱いとなる長官等に準ずる職から除くこととした。（第二条関係）

三　幹部職員の任用等に関する政令の一部改正

専門スタッフ職を幹部職から除くとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第三条関係）

四　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一八号）（総務省）

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二八年法律第五一号）の施行期日を平成二九年五月三〇日とすることとした。

◇行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一九号）（総務省）

一　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係

1　ＤＮＡを構成する塩基の配列、容貌、虹彩の模様等一定の身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であって、特定